



平成30年度

新潟市奨学金募集要項

【専門学校、短期大学、大学】

申請受付期間

平成30年6月11日(月)～7月11日(水)

◆問い合わせ・提出先◆

新潟市教育委員会学務課

〒951-8131

新潟市中央区白山浦1丁目425番地9(新潟市役所白山浦庁舎1号棟2階)

電話：025-226-3168(直通)

FAX：025-230-0500

URL：<http://www.city.niigata.lg.jp>

E-mail：gakumu@city.niigata.lg.jp

平成30年度 新潟市奨学金募集要項【専門学校、短期大学、大学】

1 目的

この奨学金は、修学のために経済的支援が必要な者に対する支援を通して、教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材を育成することを目的としています。

2 申込資格

(1) 本人又は本人の保護者（本人が未成年の場合はその親権を行う者をいいます。本人が成年の場合にあつては父母又はこれに代わる者をいいます。）が市内に住所を有する者

※ 市内に住所を有する者とは、日本国籍を有する者で新潟市に住民登録をしているもの、または永住者の在留資格をもって新潟市に在留する者をいいます。

(2) 心身共に健全で、学業に優れ、かつ、修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる者

(3) 専修学校の専門課程（専門学校）に在学する者

- ・短期大学に在学する者
- ・大学に在学する者

※ 大学については海外への留学も含みます。対象となるのは、留学先の大学に学費を納入する義務を負って留学する者で、学位取得を目的とするもの、又は在学する大学の許可を受けて留学するものです。

※ 短期大学、大学については、国・公・私立及び昼・夜間の別は問いませんが、短期大学・大学の通信教育部、専攻科、別科、大学の附属施設、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学校等は対象としません。

3 選考基準

(1) 下記学力基準に該当する者

区 分	学 力 基 準
専門学校 短期大学	1年生 「高等学校等の全履修科目の成績が平均3.2以上(5段階評価、小数点第2位以下切り捨て)」又は「高等学校卒業程度認定試験の合格者」であること
	2年生以上 「申請時までの全履修科目の成績の半数以上が良以上又はB以上の成績」であること
大 学	1年生 「高等学校等の全履修科目の成績が平均3.5以上(5段階評価、小数点第2位以下切り捨て)」又は「高等学校卒業程度認定試験の合格者」であること
	2年生以上 「申請時までの全履修科目の成績の半数以上が良以上又はB以上の成績」であること

(2) 保護者全員の合計所得が、別表第1（5ページ参照）の収入基準額以下であること
子（保護者が親権を有する申請者本人を含む就学者及び就学前の子）が2人以上いる世帯の場合、所得基準を軽減します。子が1人の場合はA欄の収入基準額、子が2人以上の場合はB欄の収入基準額となります。

※ 離職・疾病・災害等の特別の事由により、申請時点の収入が前年と比較して著しく減少している方は、教育委員会学務課へご相談ください。

4 奨学金貸付額及び採用予定人数

区分	採用予定人数	貸付額
専門学校	10人	年額400,000円 (無利息)
短期大学	5人	
大 学	80人	

※定員を超過した場合は、世帯の所得などを勘案して採用者を選考します。

5 貸付方法

年2回(4月末、9月末)に分けて、指定口座へ振り込みます。

ただし、採用初年度は9月末に1年分を振り込みます。

6 貸付期間

採用年度から卒業までの最短修学期間とします。

※ これまでにこの奨学金の貸付けを受けている場合、貸付けを受けることができる期間は最長通算9年とします。ただし、同一の学校種での貸付けは1回のみです。

7 提出書類

(1) 「奨学金貸付申請書」(指定様式)

(2) 「奨学生推薦調書」(指定様式)

(3) 「認定所得金額計算書」(指定様式)

(4) 「同意書(住民基本台帳確認用)」(指定様式)

※ 本人及び保護者のうち新潟市に住所を有している方いずれかの同意が必要です。

※ 同意されない場合は「住民票の写し(本籍地の記載不要)」を提出してください。

(5) 「成績証明書」

※ 1年生は、高等学校等の成績証明書(平成30年度に発行された卒業後5年以内のもの。※調査書不可)

※ 2年生以上は、在学する学校の成績証明書

※ 1年生で高等学校卒業程度認定試験合格者については、平成30年度に発行された合格成績証明書(ただし、科目の一部免除を受けた場合は、免除を受けた科目の成績証明書も必要)

(6) 保護者全員の「平成30年度市・県民税課税(所得)証明書」(所得証明書)

※ 無職無収入の場合も必ず提出してください。

※ 新潟市の場合、平成30年度所得証明書は、6月中旬から市税事務所市民税課、税務センター、出張所等の窓口で発行しています。

※ 平成30年1月1日現在、新潟市に住所を有していない場合は、本市で所得確認ができませんので、住所が有った市町村から所得証明書の発行を受け提出してください。

※ 平成29年分の所得の申告をしていない人は、平成30年度所得証明書が発行されませんので、申告をする必要があります。所得の申告については、市税事務所市民税課、税務センターにお問い合わせください。

8 申請受付期間

平成30年6月11日(月) ~ 平成30年7月11日(水)

- ※ 郵送の場合、当日消印有効
- ※ 新潟市社会人奨学金と同時に申請することはできません。
- ※ 提出された申請書類は、返却いたしません。
- ※ やむを得ず必要書類が受付期間内に添付できないときは、教育委員会学務課にご相談ください。

9 奨学生の選考結果の通知

奨学生の選考結果については、8月中旬に保護者住所への郵送により通知します。

- ※ 申請書の記入内容や審査結果について、在学校に確認、通知する場合があります。

10 採用後の手続きについて

選考結果が採用の場合、誓約書等を提出していただきます。(連帯保証人の関係書類の提出がない場合、奨学金を貸し付けることはできません。)

【提出書類】

採用決定後	貸付終了後
<ul style="list-style-type: none">・誓約書・連帯保証人の印鑑登録証明書・連帯保証人の所得証明書・口座振替申込書	<ul style="list-style-type: none">・借用証書・返還明細書

- ※ 上記のほか、必要に応じ関係書類の提出をお願いすることがあります。

* 連帯保証人について

貸付けを受ける場合、連帯保証人が1人必要となります。

連帯保証人は成年で独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有している4親等以内の親族(父母等)等とします。

また、採用後の手続きで、実印の押印、印鑑登録証明書の提出などが必要となります。

11 奨学金の返還について

貸付けが終了した月の翌月から起算して8月を経過してから返還が始まります。半年ごとに年2回(7月及び12月)の返還となり、貸付総額によって1回あたりの返還額が決まります。

【例】大学を3月に卒業。大学4年間、総額160万円貸付けの場合

貸付総額	返還回数 (年)	1回あたりの返還額 (初回返還額)	返還開始月
1,600,000円	24回 (12年)	67,000円 (59,000円)	卒業した年の12月から

12 奨学金の返還猶予について

奨学生が進学したときや疾病その他特別の理由により奨学金の返還が困難な場合、申請により返還を猶予する制度があります。

13 奨学金の返還特別免除について

専門学校、短期大学、大学、大学院の奨学生が卒業後、以下の【対象者】の①～③全てに該当する場合、申請により返還額の一部を免除する制度があります。

- 【対象者】
- ① 新潟市に住所を有している者
 - ② 当年度に新潟市の市民税が課税されている者
 - ③ この奨学金の返還及び市税に滞納が無い者

【免除額】 当年度に返還すべき額の1/2の額
※ 12月の返還分を免除します。

【通算免除額】 貸付総額の1/4の額（限度額40万円）

【免除期間】 貸付終了後7年を超えない範囲内で、通算免除額に達するまで

14 他の制度との併給について

新潟市奨学金制度は、他の奨学金制度等を利用していても、貸付けを受けることができます。ただし、他の制度が併給を認めていない場合がありますので、ご注意ください。

また、新潟市社会人奨学金制度を利用したことがある場合は、新潟市奨学金制度の貸付けを受けることができません。

15 申請書提出先・問い合わせ先

新潟市教育委員会学務課
〒951-8131
新潟市中央区白山浦1丁目425番地9（新潟市役所白山浦庁舎1号棟2階）
電話：025-226-3168（直通）
FAX：025-230-0500

※ 申請書の提出については、各区教育支援センター（各区役所内）でも受け付けます。

- | | | |
|--------------|----------------------------|-----------------|
| ・北区教育支援センター | 北区葛塚 3197（北区役所3階） | 電話 025-387-1525 |
| ・東区教育支援センター | 東区下木戸 1-4-1（東区役所1階） | 電話 025-250-2180 |
| ・中央区教育支援センター | 中央区西堀通6番町 866番地（NEXT21 5階） | 電話 025-223-7026 |
| ・江南区教育支援センター | 江南区泉町 3-4-5（江南区役所2階） | 電話 025-382-4903 |
| ・秋葉区教育支援センター | 秋葉区程島 2009（秋葉区役所3階） | 電話 0250-25-5500 |
| ・南区教育支援センター | 南区白根 1235（南区役所3階） | 電話 025-372-6635 |
| ・西区教育支援センター | 西区寺尾東 3-14-41（西区役所4階） | 電話 025-264-7530 |
| ・西蒲区教育支援センター | 西蒲区巻甲 2690-1（西蒲区役所A棟2階） | 電話 0256-72-8560 |

★ 申請書類の様式については、この要項に添付してあるものを使用するか（コピー可）、新潟市（教育委員会学務課）のホームページからダウンロードして記入（データ入力後印刷可）してください。



平成30年度

新潟市奨学金募集要項

【大学院】

申請受付期間

平成30年6月11日(月)～7月11日(水)

◆問い合わせ・提出先◆

新潟市教育委員会学務課

〒951-8131

新潟市中央区白山浦1丁目425番地9(新潟市役所白山浦庁舎1号棟2階)

電話：025-226-3168(直通)

FAX：025-230-0500

URL：<http://www.city.niigata.lg.jp>

E-mail：gakumu@city.niigata.lg.jp

平成30年度 新潟市奨学金募集要項【大学院】

1 目的

この奨学金は、修学のために経済的支援が必要な者に対する支援を通して、教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材を育成することを目的としています。

2 申込資格

- (1) 本人又は本人の保護者（本人が未成年の場合はその親権を行う者をいいます。本人が成年の場合にあつては父母又はこれに代わる者をいいます。）が市内に住所を有する者
※ 市内に住所を有する者とは、日本国籍を有する者で新潟市に住民登録をしているもの、または永住者の在留資格をもって新潟市に在留する者をいいます。
- (2) 心身共に健全で、学業に優れ、かつ、修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる者
- (3) 大学院に在学する者
※ 海外への留学も含まれます。対象となるのは、留学先の大学院に学費を納入する義務を負って留学する者で、学位取得を目的とするもの、又は在学する大学院の許可を受けて留学するものです。

3 選考基準

- (1) 下記学力基準に該当する者
 - ・大学又は大学院での成績等が特に優れている者
 - ・課題作文の成績が優れている者
- (2) 本人の収入金額合計（配偶者がいる場合は、配偶者の収入を含みます。ただし、定職収入がある場合に限りです。）が下記の金額以下であること
なお、定職収入が給与所得以外の場合は、収入金額から必要経費を控除した額となります。収入金額とは、定職、アルバイト、金銭・物品など父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額をいいます。
※ 12ページの収入計算書をご覧ください。
※ 離職・疾病・災害等の特別の事由により申請時点の収入が前年と比較して著しく減少している方は、教育委員会学務課へご相談下さい。

区分		大学院に在学する申請者
大 学 院	修士課程	416万円
	博士前期課程	
	博士後期課程	472万円

4 奨学金貸付額及び採用予定人数

区分	採用予定人数	貸付額
大学院（修士・博士課程）	4人	年額400,000円 （無利息）

※定員を超過した場合は、学業成績、課題作文の内容などを勘案して、採用者を選考します。

5 貸付方法

年2回（4月末、9月末）に分けて、指定口座へ振り込みます。
ただし、採用初年度は9月末に1年分を振り込みます。

6 貸付期間

採用年度から卒業までの最短修学期間とします。

※ これまでにこの奨学金の貸付けを受けている場合、貸付けを受けることができる期間は最長通算9年とします。ただし、同一の学校種での貸付けは1回のみです。

7 提出書類

(1) 「奨学金貸付申請書」(指定様式)

(2) 「奨学生推薦調書」(指定様式)

(3) 「収入計算書」(指定様式)

(4) 「同意書（住民基本台帳確認用）」(指定様式)

※ 本人及び保護者のうち新潟市に住所を有している方いずれかの同意が必要です。

※ 同意されない場合は「住民票の写し（本籍地の記載不要）」を提出してください。

(5) 「成績証明書」

※ 前年度、大学に在学していた人は大学の成績証明書、大学院に在学していた人は申請時までの大学院の成績証明書

※ 成績証明書は平成30年度に発行された卒業後5年以内のもの

(6) 「作文」

下記テーマについて800字～1200字以内で提出してください。

テーマ『**大学院で学んだことをどう活かしていくか**』

※ 提出様式は、原稿用紙A4、又はワープロ等で作成する場合はA4横書き、文字の大きさ14ポイント、文字数20×行数20、余白（上下左右）25mm程度の設定としてください。

※ 文字数は厳守してください。規定の文字数を満たしていないと審査対象外となる場合があります。

(7) 「収入を証明する書類」

・[平成30年度市・県民税課税（所得）証明書]（所得証明書）

※ 本人及び配偶者の証明書を提出してください。無職無収入の場合も提出が必要

※ 新潟市の場合、平成30年度所得証明書は、6月中旬から市税事務所市民税課、税務センター、出張所等の窓口で発行しています。

※ 平成30年1月1日現在、新潟市に住所を有していない人は本市で所得確認ができませんので、住所が有った市町村から発行を受け提出してください。

※ 平成29年分の所得の申告をしていない人は、平成30年度所得証明書が発行されませんので、申告をする必要があります。所得の申告については、市税事務所市民税課、税務センターにお問い合わせください。

・[アルバイト先の収入証明] ※本人にアルバイト収入がある場合

・[奨学金受給額を証明する書類の写し] ※本人が奨学金を受けている場合

・[その他収入を証明する書類]

8 申請受付期間

平成30年6月11日（月） ～ 平成30年7月11日（水）

- ※ 郵送の場合、当日消印有効
- ※ 新潟市社会人奨学金と同時に申請することはできません。
- ※ 提出された申請書類は、返却いたしません。
- ※ やむを得ず必要書類が受付期間内に添付できないときは、教育委員会学務課にご相談ください。

9 奨学生の選考結果の通知

奨学生の選考結果については、8月中旬に保護者住所への郵送により通知します。

- ※ 申請書の記入内容や審査結果について、在学校に確認、通知する場合があります。

10 採用後の手続きについて

選考結果が採用の場合、誓約書等を提出していただきます。（連帯保証人の関係書類の提出がない場合、奨学金を貸し付けることはできません。）

【提出書類】

採用決定後	貸付終了後
<ul style="list-style-type: none">・誓約書・連帯保証人の印鑑登録証明書・連帯保証人の所得証明書・口座振替申込書	<ul style="list-style-type: none">・借用証書・返還明細書

- ※ 上記のほか、必要に応じ関係書類の提出をお願いすることがあります。

* 連帯保証人について

貸付けを受ける場合、連帯保証人が1人必要となります。

連帯保証人は成年で独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有している4親等以内の親族（父母等）等とします。

また、採用後の手続きにおいて実印の押印、印鑑登録証明書の提出などが必要となります。

11 奨学金の返還について

貸付けが終了した月の翌月から起算して8月を経過してから返還が始まります。

半年ごとに年2回（7月及び12月）の返還となり、貸付総額によって1回あたりの返還額が決まります。

【例】大学院修士課程を3月に卒業。大学院2年間、総額80万円貸付けの場合

貸付総額	返還回数（年）	1回あたりの返還額	返還開始月
800,000円	20回（10年）	40,000円	卒業した年の12月から

12 奨学金の返還猶予について

奨学生が進学したときや疾病その他特別の理由により奨学金の返還が困難な場合、申請により返還を猶予する制度があります。

13 奨学金の返還特別免除について

専門学校、短期大学、大学、大学院の奨学生が卒業後、以下の【対象者】の①～③全てに該当する場合、申請により返還額の一部を免除する制度があります。

- 【対象者】 ① 新潟市に住所を有している者
② 当年度に新潟市の市民税が課税されている者
③ この奨学金の返還及び市税に滞納が無い者

【免除額】 当年度に返還すべき額の1/2の額
※ 12月の返還分を免除します。

【通算免除額】 貸付総額の1/4の額（限度額40万円）

【免除期間】 貸付終了後7年を超えない範囲内で、通算免除額に達するまで

14 他の制度との併給について

新潟市奨学金制度は、他の奨学金制度等を利用していても、貸付けを受けることができます。ただし、他の制度が併給を認めていない場合がありますので、ご注意ください。

また、新潟市社会人奨学金制度を利用したことがある場合は、新潟市奨学金制度の貸付けを受けることができません。

15 申請書提出先・問い合わせ先

新潟市教育委員会学務課

〒951-8131

新潟市中央区白山浦1丁目425番地9（新潟市役所白山浦庁舎1号棟2階）

電話：025-226-3168（直通） FAX：025-230-0500

※ 申請書の提出については、各区教育支援センター（各区役所内）でも受け付けます。

- | | | |
|--------------|---------------------------|-----------------|
| ・北区教育支援センター | 北区葛塚3197（北区役所3階） | 電話 025-387-1525 |
| ・東区教育支援センター | 東区下木戸1-4-1（東区役所1階） | 電話 025-250-2180 |
| ・中央区教育支援センター | 中央区西堀通6番町866番地（NEXT21 5階） | 電話 025-223-7026 |
| ・江南区教育支援センター | 江南区泉町3-4-5（江南区役所2階） | 電話 025-382-4903 |
| ・秋葉区教育支援センター | 秋葉区程島2009（秋葉区役所3階） | 電話 0250-25-5500 |
| ・南区教育支援センター | 南区白根1235（南区役所3階） | 電話 025-372-6635 |
| ・西区教育支援センター | 西区寺尾東3-14-41（西区役所4階） | 電話 025-264-7530 |
| ・西蒲区教育支援センター | 西蒲区巻甲2690-1（西蒲区役所A棟2階） | 電話 0256-72-8560 |

★ 申請書類の様式については、この要項に添付してあるものを使用するか（コピー可）、新潟市（教育委員会学務課）のホームページからダウンロードして記入（データ入力後印刷可）してください。